



# 受けんば・知らんば・変わらんば！ 特定健診・がん検診 を受けましょう！！

4月号から、2回シリーズで、平成21年度の健診についてお知らせしております。いよいよ、5月21日(木)から総合健診が始まります。

混雑を避けるため、あらかじめ行政区ごとに受診日を設定しておりますが、ご都合が悪い場合や乳がん・子宮がん受診希望の方で、ご自分の地区で実施がない場合は他の会場で受診してください。

医療機関や他の機会に健診を受診しない方は、是非ご受診ください。



子宮がん・乳がん検診は、○がついている日のみ実施します。(隔年受診になっており、昨年受診された方は、今年受診できませんのでご注意ください。)

乳がん検診は1日先着50人です。

## 健診日程

受付時間は8:30～10:30

健診日	健診会場	対象地区	子宮がん検診	乳がん検診
5月21日(木)	山内保健センター	柚ノ木原・梅野・西梅野・東梅野・平古場	○	○
5月22日(金)	山内保健センター	庭木・矢筈・神六・東真手野・西真手野・多々良	○	○
5月25日(月)	山内保健センター	弓野・小田志・高瀬		
5月26日(火)	山内保健センター	立野川内	○	○
5月27日(水)	山内保健センター	永尾・三間坂東・大野	○	○
5月28日(木)	山内保健センター	三間坂西	○	○
5月29日(金)	山内保健センター	今山・宮野東	○	○
6月1日(月)	武雄市文化会館	下西山・武雄区		
6月2日(火)	武雄市文化会館	天神・花島・永島・満の上	○	○
6月3日(水)	武雄市文化会館	川良	○	○
6月4日(木)	武雄市文化会館	小楠・昭和・蓬莱町・内町・桜町・永松		
6月5日(金)	武雄市文化会館	南永野・袴野・宇土手		
6月8日(月)	武雄市文化会館	内田・北永野	○	○
6月9日(火)	武雄市文化会館	南片白・大日・二俣・沖永・嶋瀬・釈迦寺・片白		
6月10日(水)	武雄市文化会館	納手・潮見・上野・南檜崎・北檜崎・小野原	○	○
6月11日(木)	武雄市文化会館	上西山・本町・宮野町・松原・中町・竹下町・新町・西浦・八並		
6月12日(金)	北方保健センター	北上滝・南上滝・甘久・高橋	○	○
6月15日(月)	北方保健センター	中野・黒尾・繁昌・川上		
6月16日(火)	北方保健センター	東宮裾・西宮裾・杉岳・白仁田・北方	○	○
6月17日(水)	北方保健センター	木の元・高野	○	○
6月18日(木)	北方保健センター	焼米・迫分・掛橋		
6月19日(金)	北方保健センター	下村・上宿・皿宿・黒岩・百堂原・宿・原・本部山中		
6月22日(月)	北方保健センター	川古山中・中山・御所・永野・川内・附防・菅牟田	○	○
6月23日(火)	北方保健センター	馬神・浦田・西杵・久津具		
6月24日(水)	北方保健センター	大渡・蔵堂・永池・芦原・医王寺・椋島	○	○
6月25日(木)	山内保健センター	船の原・上戸・宮野西		
6月26日(金)	山内保健センター	犬走・踊瀬・鳥海・下黒髪		

## 受診の前にもう一度チェックしましょう！

**特定健診** 国保加入者で特定健診に該当される方へ通知した書類でご確認ください。

**必要なもの**

- ①受診票 ②受診券 ③保険証 ④探尿
- ⑤受診料 ⑥健康手帳

**がん検診** 医療保険に関係なく、どなたでも受診できます。個人通知はおこないません。

**必要なもの**

- ①受診料 ②健康手帳



**【マイクロバスの運行をご利用ください】**

武雄町・山内町・北方町以外は各町と会場間にマイクロバスを運行いたします。(右記の健診日程で「対象地区」が色にぬられた地区が対象です)

運行時刻・停車場所等については、各世帯に回覧します。

同 暮らし部健康課

☎(23)9135



担当:荒川

病気を予防をする為には、自覚症状がないときに健診を受けることが大切です。検査をしてみなければ、自分の体を本当に知ることは出来ません。自分を大切に作る時間として、1年に1日、健診受診に使いましょう！

**＜請求に必要なもの＞**

- ・申請者の健康保険証の写し(申請者が厚生年金等に加入している場合)
- ・印鑑(認印可)
- ・申請者名義の金融機関口座
- ・児童手当用所得証明書(平成21年1月1日に武雄市に住所がなかった方のみ)

※所得証明書は6月以降に旧住所地から取り寄せて、後日提出となります。

小学校修了前の児童を養育している方で、所得制限に達しなかった方は、5月中旬に新たに児童手当の手続きが必要となります。6月からの所得は平成20年中の所得によって審査しますので、前年は所得制限のため支給できなかった方でも、支給することがあります。5月末までに請求がない場合、資格があっても6月からの支給はできませんのでご注意ください。なお、現在支給中の方は6月に現況届の提出が必要となります。

**所得制限限度額表**

扶養親族等の数	所得制限限度額	厚生年金等の加入者の場合の特例による限度額
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※ご自身の確認は、あくまでも目安としてください。

児童手当を受給されていない方へ

同

こども部 支援課 ☎(23)9216  
山内支所暮らし課 ☎(45)2906  
北方支所暮らし課 ☎(36)6020



担当:荒川(支援課)

## 5月12日は民生委員・児童委員の日

「民生委員・児童委員」とは「民生委員・児童委員」は厚生労働大臣に委任されボランティアとして、地域住民の立場に立って、皆様の暮らしを支援する人です。すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる支援活動も行います。

**お気軽にご相談ください**

民生委員・児童委員は、地域の皆様の相談相手です。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど、お気軽にご相談ください。民生委員・児童委員には守秘義務があります。地域の皆さまから受けた相談内容の秘密を守ります。個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員は誰でどのような連絡をとればよいかについては、福祉課までお問い合わせください。

同

民生委員児童委員協議会



担当:川内